

**平成29年7月に発生した九州北部豪雨による
大雨災害に対する災害義援金の取扱いについて**
－福岡県朝倉市および福岡県朝倉郡東峰村における災害義援金－

平成29年7月5日に発生した九州北部豪雨により、甚大な被害が発生しており、被災地の皆さまには心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記の義援金を受付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

災害発生日	寄付先	取扱期間
平成29年7月5日	ふくおかけんあさくらし 福岡県朝倉市	平成29年7月19日(水)～ 平成31年3月29日(金)
	ふくおかけんあさくらぐんとうほうむら 福岡県朝倉郡東峰村	平成29年7月18日(火)～ 平成31年3月29日(金)

*窓口でお振込みいただく場合、手数料は無料です。

*お客さまの義援金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先（「福岡県朝倉市（災害義援金）」または「福岡県朝倉郡東峰村（災害義援金）」）をご記入ください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは窓口にてお尋ねください。

以 上